

次回宗会議員総選挙における主な変更点について

本年12月に宗会議員の任期満了に伴う総選挙が予定されるにあたり、第53回常務委員会の議決を経、宗会議員選挙規程が一部変更されました（宗報9月号26・27頁）。

特に、僧侶宗会議員選挙に関し、郵便投票許可申請手続の変更や新たな期日前投票が導入されますので、ご注意ください。

1 僧侶宗会議員選挙

(1) 立候補予定者事前説明会

立候補予定者事前説明会は、従前通り、全ての選挙区において、選挙期日の宗告発布の日の5日後から立候補届出受付日の3日前までに開催しますが、集会形式による立候補予定者事前説明会のほか、オンライン会議システムを利用した開催も可能となります。

(2) 立候補の届出

オンライン会議システムでの立候補予定者事前説明会の参加希望者は、開会日前日までに参加申込をします。

立候補の届出は、従前通り、選挙期日の15日前に、郵便によることなく文書で地方選挙管理委員会に届出することとしますが、供託金については、現金30万円を地方選挙管理委員会に供託する方法のほか、地方選挙管理委員会

(3) 選挙運動

の指定する金融機関の口座に振込む方法をもって供託することも可能となります。

選挙運動は、候補者の届出がすぐ後でなければすることができません。推薦状以外の選挙運動ができる者は、従前通り、候補者、選挙事務長及び選挙事務員です。また、推薦状以外の選挙運動については、従前通り、電

話及び郵便による選挙運動を行うことができません。

なお、宗派公式WEBサイトにおいて、「宗会議員選挙」に関する期間限定のページを公開して、有投票となった選挙区の候補者の顔写真や所信を掲載します。インターネットを使用した選挙運動は、このページのみとします。

(4) 投票

投票方法は、①郵便投票、②期日前投票、③選挙期日当日の投票とします。

【①郵便投票】

選挙当日に自ら投票所に行くことができない場合に、その旨を証明する書類に、本人が確認できる身分証明書（運転免許証、旅券（パスポート）、健康保険被保険者証又は個人番号カード（マイナンバーカード）の表面）の写しを添えて、選挙期日の8日前までに、

地方選挙管理委員会に願出て、郵便投票の許可を得ることにより、郵便投票をすることができるようになります。

郵便投票の到着期限は、選挙期日の午後6時までです。

【②期日前投票】

全ての有権者が、選挙期日の7日前から前日までに、自らが所属する選挙区の所在する教区の教務所において、期日前投票を行うことができますものとします。期日前投票は、本人が確認できる身分証明書（運転免許証、旅券（パスポート）、健康保険被保険者証又は個人番号カード（マイナンバーカード）の表面）を提示した上で行います。期日前投票所の開所時間は、午前9時から午後4時までとします。

【③選挙期日当日の投票】

選挙期日当日、投票区（組）ごとに置かれた投票所で投票します。

2 門徒宗会議員選挙

(1) 選挙運動

選挙運動は、候補者の届出がすぐな後でなければなりません。

推薦状以外の選挙運動ができる者は、従前通り、候補者、所属寺院の住職及び推薦人とします。

なお、宗派公式WEBサイトにおいて、「宗会議員選挙」に関する期間限定のページを公開して、有投票となった教区の候補者の顔写真や所信を掲載します。インターネットを使用した選挙運動は、このページのみとします。

【罰則について】

選挙にかかる罰則は、従前通りですので、十分に注意してください。